

電気供給約款

【パルパワー】

株式会社エネパル

制定：2025年4月1日

改定：2026年5月1日

目次

I 総則	1
1 適用	1
2 供給約款の変更	1
3 定義	2
4 単位および端数処理	5
5 実施細目	5
II 契約の申込み	5
6 供給契約の申込み	5
7 供給契約の成立および契約期間	6
8 需要場所	7
9 供給契約の単位	8
10 供給の開始	8
11 供給の方法	8
11 の 2 供給の単位	8
12 承諾の限界	8
12 の 2 供給契約書の作成	9
III 契約種別および料金	9
13 契約種別	9
13 の 2 附帯サービス	11
13 の 3 各種手数料	11
14 従量電灯	12
15 低圧電力	13
IV 料金の算定および支払い	16
16 料金の適用開始の時期	16
17 検針日	16
18 料金の算定期間	17
19 使用電力量の計量	17
20 料金の算定	18
21 日割計算	19
22 料金の支払義務および支払期日	19
23 料金その他の支払方法	20
24 遅延損害金	22
25 保証金	22
V 使用および供給	23

26 適正契約の保持	23
27 力率の保持	24
28 当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りによる業務の実施.....	24
29 電気の使用にともなうお客さまの協力	24
30 施設場所の提供	25
31 供給の停止	25
32 供給停止の解除	26
33 供給停止期間中の料金	26
34 違約金	27
35 供給の中止または使用の制限もしくは中止	27
36 制限または中止の料金割引	27
37 損害賠償の免責	27
38 設備の賠償	28
VI 契約の変更および終了	28
39 供給契約の変更	28
40 名義の変更	28
41 お申し出による供給契約の終了	28
42 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算.....	29
43 解約等	30
44 供給契約終了後の債権債務関係	31
45 反社会的勢力の排除について	31
VII 供給方法および工事.....	32
46 供給地点および施設	32
47 架空引込線	33
48 地中引込線	34
49 接続引込等	35
50 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	35
51 引込線の接続	35
52 計量器等の取付け	36
53 電流制限器等の取付け	36
54 専用供給設備	37
VIII 工事費等の負担	37
55 工事費等の負担金	37
IX 保安	38
56 保安等に対するお客さまの協力	38
57 調査	38

58	調査等の委託	39
59	調査に対するお客さまの協力	39
60	検査または工事の受託	39
61	自家用電気工作物	40
附	則	41
別	表	43

I 総則

1 適用

この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）は、当社に電力供給契約申込書（この申込書、この供給約款および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を併せて以下「供給契約」といいます。）を提出していただいたお客さまに対して、当社が、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者の供給区域内の需要場所（ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。）に低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、約款に記載の金額は、別段の定めが無い限り税込表記とします。

地域の名称	地域の詳細
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、静岡県（富士川以西）、長野県 岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、
北陸エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます）、 岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、 兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、 岐阜県の一部、三重県の一部
中国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 兵庫県（赤穂市福浦のみ）、 香川県（小豆郡、香川郡のみ）、 愛媛県（越智郡、今治市の一部）
四国エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）、 愛媛県（一部を除きます）
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、 鹿児島県

2 供給約款の変更

(1) 当社は、この供給約款、料金表および電気供給約款別冊等その他の供給契約の内容・条件について定めるもの（以下、総称して「本約款等」といいます。）に関して、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合、本約款等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及

ばす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、本約款等を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社の WEB サイトに掲示することで、お知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。

- (2) この供給約款の変更等その他の供給契約の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付（お客さまの承諾を得て情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことができることについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社の WEB サイトに掲示する方法または個別に通知する方法等その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。なお、原則として、当社の WEB サイトに掲示する方法とし、以下「当社が適当と判断した方法」について同様とします。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

- (3) (2)にかかわらず、この供給約款の変更等その他の供給契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (4) 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとし、お客さまにはあらかじめこれを承諾していただきます。

3 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みません。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 供給地点

一般送配電事業者が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

(14) 需要場所

お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(15) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。

(16) 供給地点特定番号

1 需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が、設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(17) 接続供給

当社がお客さまに対して電気を供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要な、当社と一般送配電事業者との間で締結する接続供給契約をいいます。

(19) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(21) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(22) 消費税率

消費税法の規定により課される消費税の税率および地方税法の規定により課される地方消費税の税率の合計をいいます。

(23) 供給区域①

北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアをいいます。

(24) 供給区域②

関西エリア、中国エリアおよび四国エリアをいいます。

(25) 最大需要電力

スマートメーターにより計量された30分ごとの使用電力量のうち、供給契約に係る計量期間において最も大きい値を2倍して得られる需要電力（キロワット）をいいます。この算定にあたっては、キロワット時で表される使用電力量の値を、キロワットで表される値とみなすものとします。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、14（従量電灯）または15（低圧電力）の定めを適用した場合に算定された値が0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5 キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

II 契約の申込み

6 供給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の供給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、当社が別に定める供給契約申込書を提出していただきます。ただし、当社の判断により、WEB サイト等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 契約電力ならびに契約電力について代えて適用される契約電流および契約容量は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、原則として、お客さまからの申し出にもとづきます。ただし、契約電力および契約容量については、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）に規定する算定方法により算出するものとします。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を当社所定の様式で提出いただくことがあります。ただし、実量制を適用する契約については、この限りではありません。
- (3) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客さまの供給開始希望日に応じられないこと

があります。

- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとしします。
- (6) お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。
- (7) お客さまは、当社が供給契約の締結または履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定およびそれらの規定が変更されたものを含むものとしします。）の規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとしします。
- (8) お客さまは、供給契約の申込みもしくは締結時または契約期間中にお客さまが当社に対して通知、提出または登録等（以下、総称して「通知等」といいます。）をおこなったお客さまの契約住所、需要場所住所または連絡先等その他の情報（以下、総称して「お客さま情報」といいます。）を変更した場合は、直ちに変更後のお客さま情報について当社に対して通知等をおこなうものとしします。なお、お客さまが当該通知等を懈怠した場合、これに起因してお客さまが被った損害等（当社からの通知がお客さまに到達しないことを含みますが、これに限りません。）について当社は一切の責任を負わないものとしします。

7 供給契約の成立および契約期間

- (1) 供給契約は、申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間にお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、他に定めのない限り、契約種別に応じた期間といたします。
 - ロ 契約期間満了日の 15 日前までにお客さまから当社に対して供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日以降、契約種別に応じて同一期間ごとに同一条件で更新いたします。
 - ハ 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに当社からお客さまに対して供給契約の終了または変更の申出をしない場合は、供給契約の満了日の翌日以降、契約種別に応じて同一期間ごとに同一条件で更新いたします。
- (3) 当社は、料金ほか契約条件について一切の変更をせずに供給契約の更新を行う場合、更

新前に書面を交付することなく、更新後の契約期間のみを当社が適当と判断した方法によりお知らせすることができるものとします。また、契約更新後の書面交付については、当社の名称および住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間および供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。

8 需要場所

当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。なお、bの場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- a 共用する部分がないこと。
- b 各部分の所有者が異なること。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

ハ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

9 供給契約の単位

当社は、原則、1供給地点特定番号について1契約種別を適用して、1供給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。
- (2) 当社は、当社が供給力を十分に確保できない場合または一般送配電事業者が天候、用地交渉、停電交渉等のやむをえない理由等によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから変更後の需要場所での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に変更後の需要場所での電気の供給を開始いたします。
- (4) 前項において、電気供給開始希望年月日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

11 供給の方法

当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、一般送配電事業者の供給設備を使用して電気を供給いたします。

11の2 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1供給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の供給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線があります。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとその他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまがこの供給約款の内容

を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

12の2 供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	分類番号	契約種別	契約期間
電灯需要	(1)	パルベーシック	料金適用開始の日から起算して、1年間
	(2)	パルスタンダード	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(3)	パルライト	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(4)	パルプレミアム	料金適用開始の日から起算して、5年間
	(5)	パルプレミアムライト	料金適用開始の日から起算して、5年間
	(6)	パルスタンダードオフィス SP	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(7)	パルスタンダード店舗 SP	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(8)	パルスタンダード飲食店 SP	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(9)	パルライトオフィス SP	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(10)	パルライト店舗 SP	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(11)	パルライト飲食店 SP	料金適用開始の日から起算して、3年間
	(12)	パルプレミアムオフィス SP	料金適用開始の日から起算して、5年間
	(13)	パルプレミアム店舗 SP	料金適用開始の日から起算して、5年間

(14)	パルプレミアム飲食店 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(15)	パルプレミアムライトオフィス SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(16)	パルプレミアムライト店舗 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(17)	パルプレミアムライト飲食店 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(18)	パルレジデンス	料金適用開始の日から、この供給約款の定めに基づき供給契約が終了する日まで
(19)	パルプレミアムオフィス補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(20)	パルプレミアム店舗補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(21)	パルプレミアムライトオフィス補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(22)	パルプレミアムライト店舗補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(23)	パルプレミアム S	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(24)	パルプレミアム S オフィス SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(25)	パルプレミアム S 店舗 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(26)	パルプレミアム S 飲食店 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(27)	パルプレミアム S オフィス補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(28)	パルプレミアム S 店舗補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(29)	パルプレミアムライト S	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(30)	パルプレミアムライト S オフィス SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(31)	パルプレミアムライト S 店舗 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(32)	パルプレミアムライト S 飲食店 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
(33)	パルプレミアムライト S オフィス補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間

	(34)	パルプレミアムライト S 店舗補助金 SP	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(35)	パルプレミアム S NEXT	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(36)	パルプレミアムライト S NEXT	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(37)	パルセレクト	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(38)	パルセレクトライト	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(39)	パルプレミアム S (OMS)	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(40)	パルプレミアム S (TMS)	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(41)	パルプレミアムライト S (OMS)	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(42)	パルプレミアムライト S (TMS)	料金適用開始の日から起算して、5 年間
電力需要	(1)	パル動力ベーシック	料金適用開始の日から起算して、1 年間
	(2)	パル動力スタンダード	料金適用開始の日から起算して、3 年間
	(3)	パル動力プレミアム	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(4)	パル動力プレミアム S	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(5)	パル動力プレミアム S NEXT	料金適用開始の日から起算して、5 年間
	(6)	パル動力セレクト	料金適用開始の日から起算して、5 年間

13 の 2 附帯サービス

お客さまは、その契約種別に応じて、本約款等に定める内容の附帯サービスを利用することができるものとします。なお、お客さまの任意により選択的に附帯することができる旨の定めが無い限り、附帯サービスは各契約種別の供給契約に自動的に附帯するものとします。

13 の 3 各種手数料

お客さまには、その契約種別ごとの料金に加えて、本約款等に定める各種手数料を、当社の指定する方法により当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

14 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 供給区域①の従量電灯 A の場合、使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 5 アンペア以下であること。

従量電灯 B の場合、使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

また、従量電灯 C の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 供給区域②の従量電灯 A の場合、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。その場合、当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

従量電灯 B の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ハ 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ニ 定額電灯を適用できないこと。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イまたはロ並びにニに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ホ 従量電灯 (実量制)

スマートメーターにより 30 分ごとの使用電力量が計量可能であり、最大需要電力に基づき契約電力を定める需要で、当該契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用します。なお、従量電灯 (実量制) を適用する場合は、従量電灯 A、B または C を適用することはできません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、およそ、富士川 (静岡県) と糸魚川 (新潟県) を境に、東側は標準周波数 50 ヘルツ、西側は標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力（従量電灯（実量制））

イ 従量電灯（実量制）における契約電力は、最大需要電力のうち過去 12 か月間で最も大きい値とします。

ロ 前号の最大需要電力は、前回の検針により得られた 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍して算出するものとします。

ハ 契約電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数第 1 位以下を四捨五入します。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとします。

ニ 供給開始後の初回の料金算定における契約電力は、当該料金算定期間において計量された 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍して得られる最大需要電力とします。また、供給契約が終了する月の料金算定における契約電力は、当該月の検針により計量された 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍して得られる最大需要電力が、前回の検針により確定した契約電力を上回る場合には、当該最大需要電力とします。

(5) 料金

イ 料金は、基本料金(または最低料金)、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 10（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。

ただし、料金には、別表 7（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費により構成される電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

ロ 料金は、その 1 月の使用電力量/契約電流/契約容量/契約電力に応じて、料金表に定めるとおりといたします。

(6) その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

15 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満

であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ハ 低圧電力（実量制）

動力を使用する需要で、スマートメーターにより 30 分ごとの使用電力量が計量可能であり、最大需要電力に基づき契約電力を定めるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、およそ、富士川（静岡県）と糸魚川（新潟県）を境に、東側は標準周波数 50 ヘルツ、西側は標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなる場合があります。

(3) 契約電力

イ 低圧電力（実量制）を適用する場合を除き、契約電力の値は、50 キロワット未満で、お客さまと当社との供給契約締結時に、お客さまと前小売電気事業者との間で定めていた契約電力に準じるものといたします。ただし、前小売事業者が契約電力を定めていない場合には、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。この場合、基本料金および電力量料金については、お客さまと当社との間で協議により個別に定めるものといたします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

ハ 低圧電力（実量制）を適用する場合の契約電力は、最大需要電力のうち過去 12 か月間で最も大きい値とします。

ニ 前号の最大需要電力は、前回の検針により得られた 30 分ごとの使用電力量の最大値

を2倍して算出するものとします。

- ホ 低圧電力（実量制）における契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数第1位以下を四捨五入します。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとします。
- ヘ 供給開始後の初回の料金算定における契約電力は、当該料金算定期間において計量された30分ごとの使用電力量の最大値を2倍して得られる最大需要電力とします。また、供給契約が終了する月の料金算定における契約電力は、当該月の検針により計量された30分ごとの使用電力量の最大値を2倍して得られる最大需要電力が、前回の検針により確定した契約電力を上回る場合には、当該最大需要電力とします。

(4) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表10（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。ただし、料金には、別表7（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費により構成される電源調達調整費の加減を適用するものといたします。
- ロ 料金は、1月の使用電力量に応じて、料金表に定めるとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。なお、基本料金はニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。ただし、低圧電力（実量制）については、この限りではありません。
- ハ 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認する場合を除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数であん分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。計量器の付属装置によって夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。
- ニ 力率割引および割増し
電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表2（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

す。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。ただし、低圧電力（実量制）については、力率割引および力率割増しは適用しません。

(5) 負荷率

負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数 ÷契約電力×100)は当社が定める割合以下であることといたします。

(6) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。

IV 料金の算定および支払い

16 料金の適用開始の時期

料金は、10（供給の開始）にもとづき決定された供給開始日から適用いたします。

17 検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、毎月一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた日（以下「検針の基準となる日」といいます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため、一般送配電事業者が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に、一般送配電事業者により検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある以下の事情により、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、この場合、事前または事後にお客さまに通知をするものといたします。

イ 供給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社

があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（供給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。
- イ 17（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- ロ 17（検針日）(4)の場合、供給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を供給開始の日から供給開始の直後の検針日の前日までの期間および供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
- ハ 17（検針日）(4)の場合で、計量器の付属装置に供給開始の直後の検針日の計量値が記録され、供給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときは、ロにかかわらず、その値により、供給開始の日から供給開始の直後の検針日の前日までの期間および供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の使用電力量を算定いたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、料金の計算上区分すべき日の計量値によりそれぞれの料金の算定期間の使用電力量を算定いたします。

- ニ 17（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (2) 計量器の読みは、次によります。
- イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
- ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 当社は、一般送配電事業者から受領する計量の結果および当社との協議の結果についてお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の取り替えがなされた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(4)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 4（使用電力量の協定）を基準として、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに当社と一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。
- (7) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 4（使用電力量の協定）を基準として、あらかじめ一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。

20 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは供給契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合
- ロ 18（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更した場合、料金は、次の検針日か

ら変更いたします。ただし、実量制を適用する契約電力については、前回の検針により確定した契約電力を、次回の料金算定期間から適用するものとします。

また、供給開始後の初回の料金算定を行う月は当該月の検針により得られた30分ごとの使用電力量の最大値を2倍して算出した最大需要電力とし、供給契約が終了する月の料金算定においては、当該月の検針により得られた30分ごとの使用電力量の最大値を2倍して算出した最大需要電力が、前回の検針により確定した契約電力を上回る場合には、当該最大需要電力を契約電力として料金を算定します。

- (3) 料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

21 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算をいたしません。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。

- (3) 当社は、日割計算をする場合には、お客さまに対して、必要に応じて計量値の通知をいたします。

22 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、17（検針日）(6)の場合の料金または19（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、19（使用電力量の計量）(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、19（使用電力量の計量）(5)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 23（料金その他の支払方法）(7)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。

ハ 供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (2) お客さまの料金の請求は、検針日で締め、当社にて請求が可能となった日もしくはその日以降すみやかに行います。

ただし、当社は、この供給約款のすべての契約種別に別表 11（支払繰延規定）を適用するものとし、当該規定に基づき、お客さまの料金の一部について、支払期日を繰り延べる場合があります。

- (3) 一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生し、当社がお客さまに請求する工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (4) 初回事務手数料は、初回の基本料金および電力量料金の支払い時に、34（違約金）に定める契約解除料または解約事務手数料は、最終の基本料金および電力量料金の支払い時に、34（違約金）に定めるその他の違約金等については、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により、支払っていただきます。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、振込兼コンビニ請求書を発行いたしますので、振込兼コンビニ請求書によりお支払いください。なお、振込兼コンビニ請求書の発行に伴う事務手数料はお客さまの負担といたします。
 - イ クレジットカードでの決済が不能になった場合
 - ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ料金を振り替えることができなかった場合
- (6) お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、再請求を行います。なお、再請求に係る事務手数料はお客さまの負担とさせていただきます。

23 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則としてイの方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則としてロまたはハの方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。
 - イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払い期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払い状況に等により当社に料金の立替払いの支払いが行われない旨の通知があった場合は、その通知があった日といたします。
 - ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、請求を行った月の翌月末日といたします。（末日が金融機関の営業日でない場合には、翌営業日といたします。）

- ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌月末日といたします。なお、振込手数料はお客さまのご負担となります。
- (2) 工事費等については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で支払っていただきます。
- (3) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金その金融機関等に払い込まれたとき。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6) (1)にかかわらず、17（検針日）(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (7) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (8) 当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとし、
- (9) 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納および債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約の締結および履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

24 遅延損害金

- (1) お客様が料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けることがあります。ただし、料金については、料金を 23（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- (2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。
- (3) 遅延損害金は、原則として、お客様が遅延損害金の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

25 保証金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で、当社の指定する方法により、保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われないことが予想される場合
 - ハ その他当社が別途定める場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、使用状況および同種の契約を締結している他のお客様の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、供給契約が終了した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。また、当社は、あらかじめ(2)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (4) 当社は、保証金に利息を付しません。
- (5) 当社は、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、(1)にて定める保証金の内容を変更することがあります。なお、変更後の内容の告知、説明、および書面交付の方法等は、2（供給約款の変更）にて定める方

法を準用します。

- (6) お客様は、供給契約の申込み時に当社に対して提出したお客様情報を変更した場合は、直ちに当社に対して変更後のお客様情報を通知するものとします。なお、お客様が当社に対して有する保証金返還請求権が存続する限り、お客様が本項に基づき負う通知義務も有効に存続するものとします。
- (7) 当社は、供給契約が終了した場合で、かつ、保証金を、お客様の未払い債務に充当してもなお残額がある場合等、お客様に返還すべき保証金がある場合には、別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客様にお返しいたします。なお、当社は、本項に定める場合のほか、その裁量により、保証金を、別途当社の定める時期までに、お客様にお返しすることができます。
- (8) 当社は、お客様の責めに帰すべき事由により前項に基づく保証金の返還が行うことができない場合、お客様に対して書面にて是正を求めるものとします。なお、当社が当該書面を発送した後 6 ヶ月以内にお客様がこれを是正しない場合（(6) に定める通知義務を怠る等その他のお客様の責めに帰すべき事由により、当該書面がお客様に到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客様の当社に対する保証金返還請求権は消滅するものとし、お客様は予めこれに同意するものとします。
- (9) お客様が 40（名義の変更）による名義変更の手続きを行う場合、別途当社が承諾する場合を除き、お客様が当社に対して有する保証金返還請求権は、新たなお客様に承継されないものとします。

V 使用および供給

26 適正契約の保持

- (1) 当社が、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合など、お客様との供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、当社はお客さまに(2)に記載する内容を記載した書面により通知し、通知を受けたお客様はすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。契約内容の変更に応じていただけない場合は、43（解約等）(2)ホの規定にかかわらず、当社が書面にて通知した日から 15 日経過後に契約を解約するものとします。ただし、契約内容の変更に応じていただけない合理的な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 当社がお客さまに書面により通知する内容は、以下のとおりといたします。なお、当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の供給約款メニューを紹介いたします。
イ お客様との供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる理由および

変更していただく内容

- ロ 当社が求める変更内容に 15 日以内に変更していただけない場合、当該通知を送付した日から 15 日後に契約を解約する旨
- ハ お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があること

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、別表 2（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

28 当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 56（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 31（供給の停止）、41（お申し出による供給契約の終了）または 43（解約等）により必要な処置
- (6) その他託送供給等約款にもとづき、接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さま（当社のお客さまに限られませ

ん。)の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、お客さまに必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30 施設場所の提供

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

31 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ 51(引込線の接続)に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により、お客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

- ニ 一般送配電事業者の託送供給等約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合
 - ホ 28（当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - へ 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ト 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社がお客さまに対し、26（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、これに応じていただけないときには、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。
- イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合
- (4) お客さまがその他この供給約款または法令等に反した場合には、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。
- (5) (1)から(4)により電気の供給が停止される場合は、お客さまの電気設備において、一般送配電事業者による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまに必要な協力をしていただきます。

32 供給停止の解除

31（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合は、一般送配電事業者により、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午後 10 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

33 供給停止期間中の料金

31（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 21（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯および従量電灯 A のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

34 違約金

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額および当該不正に関する調査に要した費用等その他の諸経費相当額の総額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。
- (4) 料金表に記載の契約種別ごとの更新月に解約する場合または以下の場合を除き、契約期間内に解約する場合は、契約種別ごとに定める契約解除料もしくは解約事務手数料または契約解除料および解約事務手数料の双方をお支払いいただきます。詳細は料金表に定めるとおりとします。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

35 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款の定めに従い、次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他電気の供給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

36 制限または中止の料金割引

当社は、35（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給が中止され、またはお客さまが電気の使用を制限し、もしくは中止した場合も、料金を割引いたしません。

37 損害賠償の免責

- (1) 35（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理

由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 43（解約等）によって供給契約を解約した場合もしくは供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

38 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

39 供給契約の変更

お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6（供給契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出に基づく、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日に変更されるものといたします。また、この供給契約の変更にともなう、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付については、2（供給約款の変更）に定めるとおりとします。

40 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、権利義務を包括承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として、当社が指定する文書による申出をしていただきます。ただし、WEB サイト、電話等による申込みを受け付けることもあります。

41 お申し出による供給契約の終了

- (1) お客様が電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、終了期日の 20 日前までに、当社に通知していただきます。当社および当社から連絡を受けた一般送配電事業者は、原則として、お客様から通知された終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行いません。この場合、必要に応じてお客様に協力していただきます。
- (2) 供給契約は、43（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ 当社がお客様の終了通知を終了期日の 20 日前以降に受けた場合は、通知を受け、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における終了手続きが完了した日といたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- (3) 他の小売事業者へ電気の供給契約を切り替える場合、当社に通知をすることなく供給契約を終了することができますが、その場合、一般送配電事業者を通じて当社になされる解約期日の通知をもって、お客様から当社への解約通知とみなします。なお、この場合は他の小売事業者を通じて当社になされる解約期日の前日を供給契約の終了日といたします。

42 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなる料金および工事費の精算

- (1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客様に精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。
 - イ お客様が契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを終了させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力、契約電流もしくは契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、当社は、お客様が契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、以下のとおり臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社は、一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。
 - (イ) 新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費とします。
 - (ロ) 撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント、その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。

ます。

- (ハ) 臨時工事費を申し受ける場合は、55（工事費等の負担金）の工事費負担金は申し受けません。
 - (ニ) 新たに施設する供給設備のうち、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- ロ お客さまが契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力、契約電流または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力、契約電流または契約容量の減少に見合う部分について、当社は、イに定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの電力量は、契約電力、契約電流または契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
- ハ 一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。なお、供給契約の終了または変更の日以降に 1 年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行いません。
 - (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

43 解約等

- (1) お客さまが、41（お申し出による供給契約の終了）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に供給契約は終了するものといたします。
- (2) 一般送配電事業者から該当住所において電気を使用していない旨の連絡が当社にあった場合、または第三者からの使用開始のお問合せなどがあり、お客さまと連絡が取れない場合には、電気を使用されていないことが明らかでなくとも供給契約を終了する可能性がございます。

当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は電気の供給を終了させるための処置

が可能となった日に消滅するものといたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、供給契約の解約の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。

- イ 31（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延損害金、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ お客さまがその他この供給約款に反した場合（26（適正契約の保持）(1)の場合を除きます。）

- (4) 当社は、解約希望日の60日前までにお客さまに対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。なお、この場合には、お客さまに対して①解約後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。

44 供給契約終了後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の終了によっては消滅いたしません。

45 反社会的勢力の排除について

- (1) お客さまは、当社に対し、加入契約時に次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- イ 暴力団およびその構成員または準構成員
 - ロ 暴力団関係企業およびその役員または従業員
 - ハ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員
 - ニ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員またはこれらの関係者等

- (2) 前項のほか、お客さまは、当社に対し、加入契約時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。
- イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
 - ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
 - ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
- (3) 当社は、お客さまに前二項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、供給契約等その他お客さまと当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、お客さまは当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、お客さまに対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

Ⅶ 供給方法および工事

46 供給地点および施設

- (1) 電気の供給地点は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備の接続点といたします。
- (2) 供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の供給設備から最短距離にある場所を基準として、お客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、関係者の協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。
- イ 山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 48（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、原則として、当社

を通じてお客さまに工事費負担金として負担していただく金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。なお、一般送配電事業者が、お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、託送供給のために施設する場合は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとしたします。
- (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の需要場所が接続する場合の供給地点は、(1)または(2)に準じて、当社およびお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。この場合、当該複数の需要場所につき、1供給地点としたします。

47 架空引込線

- (1) 一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を、お客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 供給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるため需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものとしたします。
- (5) 一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱等の補助支持物を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
 - イ 一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、ま

たは撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまに返却されます。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設いたします。

48 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点までを一般送配電事業者が施設いたします。
 - イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
 - ロ 一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。
- (2) (1)により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、当社およびお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。
 - イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所
 - ロ 建物の 3 階以下にある場所
 - ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所
- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。
 - イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに

地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の負担により、お客様で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、お客様の負担により、(1)に準じて一般送配電事業者が施設を行ないます。

49 接続引込等

- (1) 一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者は、分岐装置をお客様の土地または建物に施設することがあります。なお、お客様の電気設備との接続点までは、一般送配電事業者が施設いたします。
- (2) 一般送配電事業者は、原則としてお客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。
 - イ 一般送配電事業者は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客様への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更となります。
 - ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設いたします。

50 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所において電気を供給するときには、一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みといたします。なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設します。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者が施設いたします。

51 引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続は、一般送配電事業者が行ないます。なお、お客様の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客様から申し受けます。

52 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただくことがあります。

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、当社およびお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を一般送配電事業者に提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費相当額をお客さまから申し受けます。

53 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、原則として、お客さまの負担はありません。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費相当額を申し受けます。

54 専用供給設備

- (1) 一般送配電事業者は、次の場合には、お客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、当社は、供給地点への供給設備については一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から工事費負担金として請求を受けた額を申し受けます。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、一般送配電事業者の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需要地点に最も近い変電所（需要地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所）までの電線路または需要地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。
- (4) (1)および(2)において、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。(5) 一般送配電事業者は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまからも承諾をいただいたときに限ります。
 - イ 2以上のお客さまが同時に申込みをする場合で、いずれの関係者も、専用設備を希望される時。
 - ロ お客さまが、一般送配電事業者が既に施設している専用設備を使用することを希望される場合

VIII 工事費等の負担

55 工事費等の負担金

- (1) 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (2) お客さまの都合による供給契約の終了または変更により、当社が工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

- (3) お客様が一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客様が希望する一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。
- (4) その他お客様の都合に基づく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。

IX 保安

56 保安等に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社または一般送配電事業者に通知していただきます。
 - イ お客様が、引込線、計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客様が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社または一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客様供給契約の開始に先立ち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行なうことがあります。

57 調査

- (1) 一般送配電事業者が、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客様のお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、

その一部が省略されることがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

- (3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

58 調査等の委託

- (1) 一般送配電事業者は、57（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

59 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、57（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

60 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を一般送配電事業者に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みがなされた場合には、一般送配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、お客さまに検査料として実費を負担していただきます。ただし、軽易なものについては、無料となることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を一般送配電事業者に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。一般送配電事業者が受託したときには、お客さまは実費を負担していただきます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみの負担となります。

61 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 57 (調査)
- (2) 58 (調査等の委託)
- (3) 59 (調査に対するお客様の協力)
- (4) 60 (検査または工事の受託)

制改定履歴 (附則、別表含みます)

2025年4月1日制定

2025年7月1日改定

2025年10月1日改定

2026年3月25日改定

2026年4月1日改定

2026年5月1日改定

附 則

1 この供給約款の実施期日

(1)この供給約款は、2026年5月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適用

急速充電設備等や認定発電設備等の特例設備等が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、この供給約款の他の定めによらず、託送供給等約款の規定にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。

(2) 工事費の負担

これにともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、この供給約款の他の定めに係わらず、託送供給等約款の規定にもとづき、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまにご負担いただきます。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。

イ 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものとします。以下「検針期間等」といいます。）とします。ただし、お客さまが電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、電気の供給を開始した日から直後の検針日の前日までの期間、または本契約を終了させる場合の料金の算定期間は、直前の検針日から本契約の終了日の前日までの期間（ただし、お客さまが本契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から本契約の終了日までの期間とします。）とします。

ロ 料金の算定

- (イ) 料金は、20（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
- (ロ) 当社は、20（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合は、基本料金について、以下の式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、20（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ハ) 電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合のロにいう検針期間等の日数は、別表5（日割計算の方式）(2)の規定に準ずるものとします。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、19（使用電力量の計量）(1)の規定にかかわらず、以下のとおりといたします。

移行期間における30分ごとの使用電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出いただきます。

2 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
		右記以外のエリア	四国エリア
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30
200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

ロ ネオン管灯 (標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。)

2 次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	右記以外のエリア	四国エリア
3,000	30	20
6,000	50	30
9,000	75	50
12,000	100	50
15,000	150	75

ハ 水銀灯 (標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、九州エリア

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	30	40	40	50

四国エリア

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルト アンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロフ アラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

3 契約容量および契約電力の算定方法

契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、52（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、20（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 電力量料金

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の計量日から、供給開始の直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ 供給契約が終了した場合

終了日の直前の計量日から、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 19（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イおよびロにいう計量期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう計量日は、そのお客さまの属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給契約が終了した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（終了日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right] + 90 \text{ パーセント} \left[\begin{array}{l} \text{力率 90 パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{l} \text{力率 80 パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$

7 電源調達調整費

- (1) 電源調達調整費は、燃料費調整額および調達調整費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。
- (2) 電源調達調整費を構成する燃料費調整額および調達調整費については、それぞれ次の「8 燃料費調整」および「9 調達調整費」の定めのとおりといたします。

8 燃料費調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が供給区域ごとに以下(1)イに定める基準燃料価格を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

なお、基準燃料価格および平均燃料価格を求める際に使用する上記 α β γ の数値は、供給区域ごとに下表のとおりとします。

供給区域	基準燃料価格	α	β	γ
北海道エリア	37,200 円	0.4699	-	0.7879
東北エリア	31,400 円	0.1152	0.2714	0.7386
関東エリア	44,200 円	0.1970	0.4435	0.2512
中部エリア	45,900 円	0.0275	0.4792	0.4275
北陸エリア	21,900 円	0.2303	-	1.1441
関西エリア	27,100 円	0.0140	0.3483	0.7227
中国エリア	26,000 円	0.1543	0.1322	0.9761
四国エリア	26,000 円	0.2104	0.0541	1.0588
九州エリア	27,400 円	0.0053	0.1861	1.0757

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、0.01 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価} \div 1,000$$

× 当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係
数

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単価 ÷ 1,000

× 当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係
数

※ 燃料費調整適用係数の改定：

当社は、毎月 1 日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
---------------------------------------------------------------	-------------------------------

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金に適用される電力量に、ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金に適用される電力量を差し引いたものに、ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、供給区域ごとに以下の表に定める額といたします

供給区域	基準単価			
北海道エリア	1 キロワット時につき		0.197 円	
東北エリア	1 キロワット時につき		0.221 円	
関東エリア	1 キロワット時につき		0.232 円	
中部エリア	1 キロワット時につき		0.233 円	
北陸エリア	1 キロワット時につき		0.161 円	
関西エリア	従量電灯 A の場合	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.475 円
		電力量料金	上記を超える 1 キロワット時につき	0.165 円
	上記以外の場合		1 キロワット時につき	0.165 円
中国エリア	従量電灯 A の場合	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.680 円
		電力量料金	上記を超える 1 キロワット時につき	0.245 円
	上記以外の場合		1 キロワット時につき	0.245 円
四国エリア	従量電灯 A の場合	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	2.154 円
		電力量料金	上記を超える 1 キロワット時につき	0.196 円
	上記以外の場合		1 キロワット時につき	0.196 円
九州エリア	1 キロワット時につき		0.136 円	

9 調達調整費

各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量により、下記の調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、(4)にて定める対応を行うことができるものとします。

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	調達調整費の還元	調達調整費の追加請求
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。)に、当社が電気供給約款別冊にて定める調達単価係数を乗じた数値	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める還元基準値を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める追加請求基準値を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

※ 調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の改定：

当社は、毎月1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数第1位以下を四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\% \times (1 + \text{消費税率})$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\% \times (1 + \text{消費税率})$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N月1日からN月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。

(3) 調達調整費の請求または還元時期

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4) 調達調整費の個別対応

当社は、(3)にかかわらず、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

イ 調達調整費（還元）

(イ) 調達調整費の還元を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う還元額（以下「分割後還元額」といいます。）に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。なお、分割後還元額が、1月の料金の金額を超過する場合、当該超過分を次回の料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

ロ 調達調整費（請求）

(イ) 調達調整費の請求を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う請求額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(ロ) (2)に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

なお、調達調整費の金額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(5) 供給契約が終了した場合における調達調整費の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額（以下「未履行調達調整費額」といいます。）を、(3)および(4)の定めにかかわらず、最終の基本料金および電力量料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整費額を還元する場合で、かつ未履行調達調整費額が最終の基本料金および電力量料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、25（保証金）(7)(8)の定めを準用し行います。

10 安定供給維持費

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、安定供給維持費としてお客さまにご請求いたします。

(1) 安定供給維持費の算定

安定供給維持費は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	安定供給維持費の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	料金の算定期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価(※2) × (1+消費税率) ※この供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) × (1+消費税率)

※日割計算をいたしません。

※1：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※2：安定供給維持費のkW単価または月額、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」（名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。）に定め、事前にお客さまに開示します。

※kW単価または月額の改定：

当社は、毎月1日時点において、安定供給維持費に係るkW単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のkW単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものといたします。

(2) 調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ シェア変動調整金

小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ 年次再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

(3) 調整金の算定

調整金は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	調整金の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価(※2)

	<p>× (1+消費税率)</p> <p>※この供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。</p>
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	<p>当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) × (1+消費税率)</p> <p>※日割計算をいたしません。</p>

※1：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※2：調整金のkW単価または月額は、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」に定め、事前にお客さまに開示します。

(4) 調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(5) 調整金の個別対応

当社は、調整金の請求または還元について、(4)にかかわらず当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

(6) 供給契約が終了した場合における調整金の取扱い

供給契約が終了する場合、(4)なお書きまたは(5)に基づく分割を適用した結果供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額（以下「未履行調整金額」といいます。）については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、25（保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。

11 支払繰延規定

当社は、お客さまの電気料金の支払いについて、以下に定める内容の支払繰延特約を適用するものとします。

(1) 支払期日の繰延

当社は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）が、(2)に定める基準単価を上回った場合に、電気料金のうち(2)に定める金額分の支払期日を、(3)のとおり繰り延べるものとします。

(2) 繰延金額

繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。なお、当該金額の算出

の結果生じた端数は、小数第1位以下を四捨五入します。

繰延金額	使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値－当社が電気供給約款別冊にて定める基準単価) × (1+消費税率)
------	-----------------------------------------------------------

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N月1日からN月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定します。

※当社は、毎月1日時点において、基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。

(3) 繰延後の支払期日

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3月の検針日からN+4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとします。

(例) 2025年11月の検針日から2025年12月の検針日の前日までの期間分の電気料金に係る繰延金額は、2026年2月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間分の電気料金に合算して請求します。

(4) 供給契約が終了する場合の取扱い

供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について本規定に基づく繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額のうち未請求のものについては、(3)の定めにかかわらず、供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。